



ペット飼育に係る注意

イリゴマンションにおける条件付（特約）ペット飼育をすることについて、ペット、および飼育者並びに居住者とマンション所有者との良好な環境をつくりあげるため、次のような取り決めをします。

- ペットは登録していただきます。
- ペットは、犬、猫、小鳥それらに準ずる小動物で、危険性のあるもの、大型のもの、騒音を発生するペット等は飼育できません。
- 登録内容はペットの種類、ペット名、写真データ（正面、横）年齢を登録いただきます
- 「動物の愛護および管理に関する法律」、「犬および猫の飼育に関する基準」、「狂犬病予防法」などの法令は守っていただきます。
- 飼育者は、他の居住者の立場を尊重し、本マンション内における生活環境、モラルの向上をはかり、相互の理解を深める努力をしていただきます。
- 長期にわたり部屋を空ける場合は、ペットを放置しない。
- 退室の際には、ペットによる傷、臭気につき、全面的に借主の責任となります。ルームクリーニング（エアコン消毒を含む）、修繕費は、貸主の経年変化による負担はないものとします。

管理者による退室の確認の際に、ペット臭が確認された場合、床、壁紙等に傷が見とれられない場合であっても、張替え、修繕費用は全てペット飼育した借主負担となります。